

毒物劇物業務上取扱者について（法第22条）

法律では、営業者と同様に、毒物や劇物を取り扱う者（以下「業務上取扱者」という）にも規制を課している。

業務上取扱者には、次の2種類がある。

(1) 要届出毒物劇物業務上取扱者【表1】

届出を必要とする。毒物劇物取扱責任者の設置が必要である。

(2) 非届出毒物劇物業務上取扱者

届出及び毒物劇物取扱責任者の設置は必要ないが、毒物劇物の取扱についての規制を受ける。一般消費者がこれに区分される。

例) 農家、学校、化学工場、試薬として毒劇物を使用する事業者など。

【表1】

要届出業務上取扱者の業種	業務取扱上届出を要する毒物劇物の種類
(1) 電気めつきを行う業者	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
(2) 金属熱処理を行う業者	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
(3) 毒物又は劇物の運送業者 (最大積載量が5千キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」という。)に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う業者)	<ul style="list-style-type: none"> ① 黄燐 ② 四アルキル鉛を含有する製剤 ③ 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの ④ 弗化水素及びこれを含有する製剤 ⑤ アクリルニトリル ⑥ アクロレイン ⑦ アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの ⑧ 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有する物を除く。)で液体状のもの ⑨ 塩素 ⑩ 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6%以下を含有する物を除く。) ⑪ クロルスルホン酸 ⑫ クロルピクリン ⑬ クロルメチル ⑭ 硅弗化水素酸 ⑮ ジメチル硫酸 ⑯ 臭素 ⑰ 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの ⑱ 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの ⑲ 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの ⑳ ニトロベンゼン ㉑ 発煙硫酸 ㉒ ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの ㉓ 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
(4) しろあり防除を行う業者	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤